

## お詫びと訂正

弊社刊行の『児童扶養手当・特別児童扶養手当・障害児福祉手当・特別障害者手当法令通知集』の本文中、以下の箇所に誤りがございました。お詫びして、訂正させていただきます。

(2018年11月12日更新)

### 【該当通知】

「障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則準則について」(昭和60年12月28日社更第161号)(1423頁)

該当頁	該当箇所	誤	正	備考
1423頁 上段	12～13 行目	第六次改正〔平成二八年五月二六日障発〇五二六第八号 第七次改正〔平成二八年五月三〇日障発〇五三〇第一号	第六次改正〔平成一七年三月三一日障発〇三三一〇一三三号 第七次改正〔平成二八年二月二九日障発〇二二九第一号 第八次改正〔平成二八年五月二六日障発〇五二六第八号 第九次改正〔平成二八年五月三〇日障発〇五三〇第一号	2018/4/16 掲載  2018/11/12 更新
1431頁 上段	終わりから 2行目	前文(第七次改正)抄	前文(第九次改正)抄	
1439頁	様式第5号を別添1のとおり訂正します。 (平成28年4月1日から適用)			
1443頁	様式第9号を別添2のとおり訂正します。 (平成28年4月1日から適用)			

別添 1

様式第 5 号

障害児福祉手当 認定請求却下通知書  
特別障害者手当

氏 名	
住 所	
却下した理由	

平成 年 月 日付けで 障害児福祉手当 特別障害者手当 の認定請求がありました  
が、上記のとおり却下しましたので通知します。

この処分に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3  
か月以内に、書面で、都道府県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、  
この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることが  
できません。

この処分の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、この通知書を受けた日の翌  
日から起算して6か月以内に、市町村（都道府県がした処分については都道府  
県）を被告として（訴訟において市町村（都道府県）を代表する者は市町村長  
（都道府県知事）となります。）、提起することができます。

ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、  
この処分の日から起算して1年を経過したときは、取消訴訟を提起する  
ことができません。

平成 年 月 日

福祉事務所長



殿

(日本工業規格 A 列 4 番)

## 別添 2

様式第 9 号

障害児福祉手当  
特別障害者手当 資格喪失通知書  
(福祉手当)

氏 名	
住 所	
受給資格がなくな った理由	
受給資格がなくな った日	年 月 日

障害児福祉手当

上記のとおり、特別障害者手当の受給資格がなくなりましたので通知します。  
(福祉手当)

この処分に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、書面で、都道府県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分の日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができません。

この処分の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、この通知書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、市町村（都道府県がした処分については都道府県）を被告として（訴訟において市町村（都道府県）を代表する者は市町村长（都道府県知事）となります。）、提起することができます。

ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日から起算して 1 年を経過したときは、取消訴訟を提起することができません。

平成 年 月 日

福祉事務所長



殿

(日本工業規格 A 列 4 番)